

「ニューハイツ高取」建築協定書

（目的）

第1条 この協定は、第5条に定める区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の位置、構造、用途、形態及び敷地に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

（名称）

第2条 この協定は、「ニューハイツ高取」建築協定（以下「協定」という。）と称する。

（協定の締結及び効力）

第3条 この協定は、協定区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意により締結する。

2. この協定の認可の日以後において、協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、本協定の効力は及ぶ。（以下、この協定の効力の及ぶ者を「協定者」という。）

（協定の変更、廃止）

第4条 この協定のうち、第5条、第6条、第7条、第8条、および第9条の内容を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

（協定区域）

第5条 この協定の区域は、別紙のとおりとする。

なお、新地番確定後は、当該地番によるものとする。

（建築物等の制限）

第6条 前条に定める区域内の建築物の位置、構造、用途、形態及び敷地は、次の各号に定める基準によらなければならない。

但し、協定運営委員会が土地の状況等によりやむを得ないと認めて承認した場合においてはこの限りでない。

（1）建築物の敷地は、別添図面の通りとし、分割してはならない。

（2）建築物は一戸建とし、住居専用若しくは医院併用住宅（獣医院を除く。）・店舗併用住宅とすること。

（3）建築物の階数は地階を除き2以下とする。

（4）各敷地の擁壁からはみ出して床板等の工作物を設けてはならない。

（5）塀・その他の囲いの高さは1.5m以内とし、周囲の環境と調和するよう留意すること。但し、生垣の高さについては、この限りでない。

（6）建築物の外壁（ポーチの柱、出窓などを除く主たる外壁面）から隣地境界線までの距離は、0.75m以上とする。

但し、別棟となったプレハブ物置き、及びガレージ等についてはこの限りでない。

（有効期間）

第7条 協定の有効期間は、市長の認可のあった日から10ヶ年とする。但し、違反者の措置に関しては、期間満了後も効力を有するものとする。

2. 期間満了前に、協定者の過半数の申入れがなければ、この有効期間は自動的に更新するものとする。

(違反者の措置)

第8条 第6条の規定に違反した者があった場合、第11条に定める委員長は委員会の決定に基づき当該土地の所有者等に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等はこれに従わなくてはならない。

(裁判所への提訴)

第9条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の出訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(委員会)

第10条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

3. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4. 委員は再任されることができる。

第11条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

2. 委員長は、委員の互選により選出する。

委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3. 副委員長および会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

4. 副委員長は、委員長事故あるときこれを代理する。

5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補則)

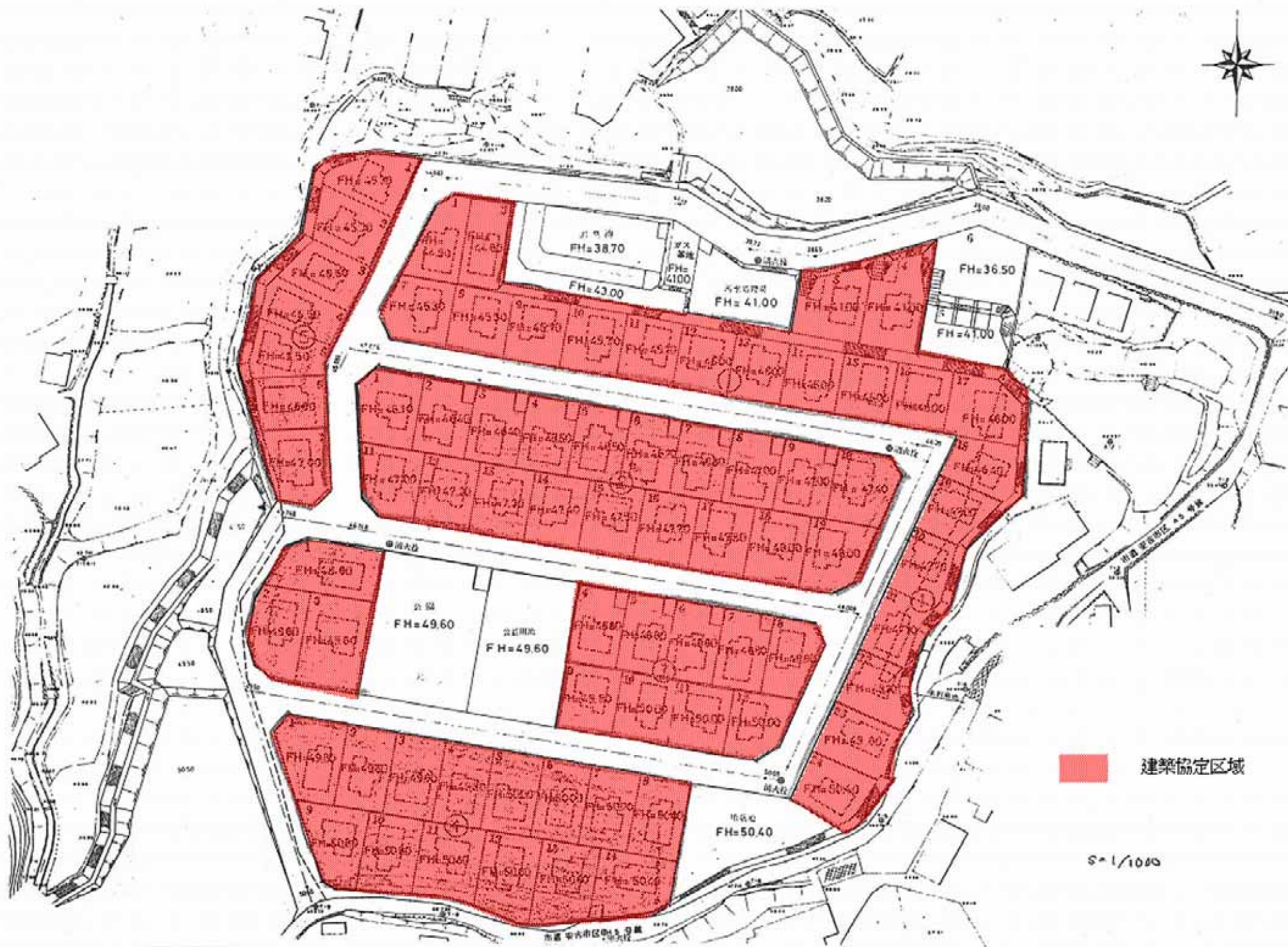
第12条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

附則

1. この協定は、市長の認可のあった日から効力を発する。

2. この協定書は、三部作成し、二部を市長に提出し、一部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

昭和58年10月6日



建築協定区域

$$S = 1/1000$$